

議案第56号

墨田区営住宅の建物明渡等請求に係る訴えの提起について  
上記の議案を提出する。

平成25年6月10日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区営住宅の建物明渡等請求に係る訴えの提起について  
下記のとおり訴えを提起する。

記

1 当事者

原告 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

被告 東京都

2 対象物件 東京都墨田区

アパート 号室

3 請求の要旨 墨田区は、 に対し、使用料等の滞納を理由として、墨田区  
営住宅条例（平成9年墨田区条例第21号）第38条第1項の規定に  
より、上記対象物件の使用許可を取り消した。しかし、同人は、その  
後においても上記対象物件を不正に占有しているので、同人に対し、  
建物の明渡し並びに使用料等の滞納分の支払及び使用許可の取消しの  
日の翌日から建物明渡しの日までの使用料相当分の支払を請求する。

4 その他 本件訴訟において必要があるときは、和解及び上訴をすることがで  
きるものとする。

（提案理由）

区営住宅の不正入居者との紛争の早期解決を図るため、建物明渡等請求に係る訴え

を提起する必要がある。